

徳島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四〇号）第一百六十二条第一項第三号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、鳴門市選挙管理委員会から指定を取り消した旨の報告があつた。

令和八年一月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

施設の名称	所在地
鳴門市撫佐集会所	鳴門市瀬戸町撫佐字本村六二一の二